



うるま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

うるま市長 **島袋 俊夫**

うるま市条例第2号

うるま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

うるま市道路占用料徴収条例（平成17年うるま市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（この額に1円未満の端数がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額をいう。）を加えた額とし、その額が100円に満たない場合は、100円とする。ただし、別表によることができないものについては、別表に準じてその都度市長が定める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	510
	第2種電柱		790
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		460
	第2種電話柱		730
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		46
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき 1年
地下に設ける電線その他	3		

	の線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	450
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	270
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	910
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	1,900
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	910
法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	19
第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			190	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			270	
	外径が1メートル以上のもの			550	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき 1年		910	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			930	
	地下に設ける通路			560	
	その他のもの			910	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1日		19
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1月		190	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（ア） 一チであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	190	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	1,900	
	標識		1本につき 1年		730
	旗ざお	祭礼、縁日その	1本につき 1日		19

	他の催しに際し、一時的に設けるもの		
	その他のもの	1本につき 1月	190
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	19
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	190
アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	1,900
	その他のもの		930
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートル	910
政令第7条第3号に掲げる施設		につき 1年	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき 1月	190

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に供する電線を支持

する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けて占有している物件(施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占有物件」という。)の施行日以後の占有期間(以下「継続占有期間」という。)に係る占用料の額は、当該既存占有物件について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。
  - (1) 令和3年度 当該既存占有物件の継続占有期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
  - (2) 令和4年度以降の年度 当該既存占有物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額